省　令

○総務省令第九十号

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十五号）第二条第二項の規定に基づき、及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十二年法律第六十六号）を実施するため、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月十八日

総務大臣　片山　善博

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令（平成十五年総務省令第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（特別給付金）

第十九条　戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十五号）第二条第二項に規定する請求は、基金の定めるところにより平成二十二年十月二十五日から行うものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百八十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を次のように変更する。

平成二十二年十月十八日

総務大臣　片山　善博

第４の表を次のように改める。

207.5MHz以上222MHz以下	
1475.9MHzを超え1510.9MHz以下	
1844.9MHzを超え1859.9MHz以下	
1864.9MHzを超え1879.9MHz以下	
2545MHzを超え2575MHz以下	
2595MHzを超え2625MHz以下	

ＡＦＥ－㉓－1135	株式会社トーワ
ＡＦＥ－㊵－1136	福岡帆布株式会社
ＡＥ－⑪－1137	株式会社サインアーテック
ＡＥ－㉑－1138	有限会社ライトウェーヴ
Ｃ－⑦－7061	有限会社安彦染工場
Ｅ－⑭－43742	瀧本　浩之
Ｅ－⑪－43752	株式会社ティーエムスペース
Ｅ－⑪－43753	有限会社横溝工業
Ｅ－⑬－43754	サンワーズ株式会社
Ｅ－⑬－43755	株式会社ドゥ・クリエーション
Ｅ－③－43756	株式会社岩城装飾店
Ｅ－㉙－43757	株式会社デコール
Ｅ－㉓－43758	竹中　清太郎
Ｅ－㊵－43759	井上　敏明
Ｅ－㉕－43760	日本ステージ株式会社
Ｅ－⑬－43761	株式会社アズテック
Ｅ－⑬－43762	籔本　光芳
Ｅ－㉔－43763	株式会社ＰＲＩＭＥ
Ｅ－㉗－43764	株式会社Ｄ・ＳＰＡＺＩＯ
Ｅ－㉗－43765	株式会社石井装飾
Ｅ－㉗－43766	株式会社アイ・トラスト
Ｅ－㉔－43767	株式会社イノウ
Ｅ－⑫－43768	鷹栖　孝昭
Ｅ－⑯－43769	株式会社ペテシート
Ｅ－㉗－43770	佐谷戸　正明
Ｅ－⑲－43771	有限会社ノダ商事
Ｅ－⑬－43772	有限会社鳥取インテリアサービス
Ｅ－㉛－43773	大谷　益輝
Ｅ－㉛－43774	なかた内装有限会社
Ｅ－㉛－43775	北三高和株式会社
Ｅ－①－43776	株式会社マルケンプロデュース
Ｅ－㉓－43777	オーウェル株式会社
Ｅ－⑬－43778	株式会社濱崎組
Ｅ－㊳－43779	有限会社インテリア見田
Ｅ－㉓－43780	アイセイ株式会社
Ｅ－㉓－43781	株式会社東京ロール
Ｅ－⑬－43782	金井　豊
Ｅ－⑭－43783	新井　利定
Ｅ－㉓－43784	髙橋　敬資
Ｅ－⑮－43785	中里　守
Ｅ－⑨－43786	須江　廣二
Ｅ－⑬－43787	三協フロンテア株式会社
Ｅ－⑫－43788	株式会社ときテント
Ｅ－㊳－43789	有限会社ユニテック
Ｅ－㉗－43790	株式会社ハーステコ
Ｅ－㉘－43791	廣岡　孝之
Ｅ－④－43792	株式会社渡邊内装
Ｅ－④－43793	有限会社アイテムコーポレーション
Ｅ－㉚－43794	株式会社スライブ
Ｅ－㊵－43795	櫻田　郁郎
Ｅ－⑨－43796	株式会社ハタ工芸社
Ｅ－㊵－43797	株式会社真柄産業
Ｅ－⑮－43798	佐幸内装株式会社
Ｅ－④－43799	浅原　健
Ｅ－⑪－43800	有限会社小澤建装
Ｅ－⑬－43801	長田　美穂
Ｅ－⑬－43802	有限会社吉葉工業
Ｅ－⑬－43803	株式会社オーニング京阪
Ｅ－㉗－43804	松山　将大
Ｅ－㉞－43805	株式会社エス・ビルド
Ｅ－⑬－43806	キューセント株式会社
Ｆ－⑬－1262	ユニオンビズ株式会社
ＦＥ－㉓－1263	有限会社ブラウド
Ｆ－㉓－1264	株式会社Knoll　Japan
Ｆ－⑬－1265	有限会社ロゴバ
ＦＥ－㉗－1266	ＮＩ帝人商事株式会社
ＦＥ－㉗－1267	有限会社アテックス
ＦＥ－㉓－1268	株式会社鈴木商店
ＦＥ－㉓－Ｑ0014	松本商事株式会社
ＦＥ－⑱－Ｑ0015	株式会社イノウエ
ＦＥ－㉗－Ｑ0016	

○法務省告示第五百二十号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十二年十月十八日

法務大臣　柳田　稔

住所　神戸市東灘区向洋町中３丁目２番地５
鄭吉雄　昭和11年２月３日生
姜花子　昭和16年12月20日生

住所　兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘１丁目27番地８
孫他國　昭和12年３月12日生

住所　兵庫県伊丹市稲野町３丁目34番地
崔容子　昭和49年12月11日生

住所　兵庫県加古川市別府町新野辺北町７丁目52番地
金智惠　昭和59年９月６日生

住所　兵庫県高砂市今市１丁目６番11号
朴千歳　平成元年11月15日生

住所　広島県廿日市市大野8615番地１
朴英樹　昭和46年６月１日生

住所　広島市西区庚午北１丁目16番５号
朴學用　昭和17年７月１日生

鄭實玉　昭和21年９月13日生

住所　新潟市東区古川町５番15号
權永光　昭和27年６月25日生

住所　東京都江東区亀戸７丁目24番２号
吳英睦　昭和56年10月26日生

住所　東京都品川区南品川５丁目６番11号
李幸子　昭和48年10月７日生

住所　福島県須賀川市館取町35番地２
李勝成　昭和51年６月16日生

住所　埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬1149番地17
崔浩三　昭和34年９月６日生